

# あいち生物多様性戦略 2020 の改定の考え方

## (SDGs 推進に向けた生物多様性保全の行動計画の検討)

### 1 背景

- ・ COP10 で採択の「愛知目標」達成に向け、2013年3月「あいち生物多様性戦略 2020」策定。2020年度に目標年度を迎え、新たな戦略が必要。
- ・ 2019年3月、国連総会は2021年から2030年を「国連生態系回復の10年」に指定すると宣言。
- ・ 2020年10月のCOP15に向けて、愛知県の取組の方向性を発信するとともに、ポスト2020目標の達成に貢献していく。
- ・ 生物多様性保全は本県のSDGsの取組の中核に位置づけられる。

### 2 現行戦略について

「生態系ネットワークの形成」と「あいちミティゲーション」による「あいち方式」を核とした発信力のある計画

#### <取組状況>

- ・ 生態系ネットワークの9協議会を設立
- ・ ロードマップの策定
- ・ ミティゲーション手法の進展（チェックリスト、定量評価）
- ・ ユース取組、企業 NPO マッチング
- ・ 指標種モニタリングを開始
- ・ 連合の設立等、サブナショナル政府での取組をリード

#### <課題>

- ・ 生態系ネットワーク協議会の安定的運営、活動の発展
- ・ 目指すべき県土の姿の明確化
- ・ ミティゲーション（域外代償）の困難性
- ・ マッチングの全面展開
- ・ ポテンシャルマップ等基礎データの利用率向上
- ・ 指標種モニタリングの評価、課題抽出
- ・ 市町村の地域戦略策定の遅れ
- ・ 生物多様性の認知度向上

### 3 考慮すべき国内外の動向等

現在の生物多様性保全を取り巻く動向について、次期戦略検討において十分に留意する必要がある。

- ・ 生物多様性を通じたSDGsへの対応  
Transforming Our World：私たちの世界を変革する  
No one will be left behind：誰一人置き去りにしない
- ・ 愛知目標の評価、ポスト2020目標の議論（社会の変革、生物多様性の主流化、サイエンスベース 等）
- ・ 国の第5次環境基本計画「地域循環共生圏」
- ・ Society 5.0（高度情報化社会）への進展
- ・ 社会構造の変化（人口減少、少子高齢化 等）
- ・ 人の暮らし・生活様式の変化（里山管理の減少、耕作放棄地の増加）
- ・ 生物多様性へのマイナス要因（獣害・外来生物、温暖化影響、プラスチック問題 等）

### 4 次期戦略の検討

専門家等へのヒアリング、県民アンケート、委託調査等により、各主体の参加の下で検討を進める。  
現行戦略の成果を活かしつつ、残った課題と社会的動向等を踏まえ、あいち方式の発展的改定について検討する。

#### <基本的な考え方>

- ・ SDGs 未来都市として、生物多様性の観点から持続可能な社会の発展に資するための、2030年に向けた戦略とする。
- ・ ポスト2020目標と整合し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、本県の役割を果たすための戦略とする。
- ・ 市町村や生態系ネットワーク協議会等、多様な主体に向けて、取組を後押しするための考え方を提案する戦略とする。

#### <改定のポイント>

- ・ 本県の生態系の特性を踏まえた、現状、課題を整理する。
- ・ 各種施策立案等の判断材料となるよう、本県が目指すべき自然環境の目標像と、そのための実施方針を具体的に定める。
- ・ あいち方式の見直しと発展について検討する。
- ・ SDGs やポスト2020目標を視野に入れて、生物多様性の施策体系を再構築する。
- ・ 地域ごとの生態系ネットワーク形成に向けた指針を提示する。

#### 施策検討のポイント

- ・ 生態系ネットワークとあいちミティゲーションの推進方策
- ・ 里地里山等、各地の生態系の効果的な保全方策
- ・ 生物多様性保全を担う人づくり
- ・ 事業者、自治体、県民等との連携、SDGs 推進
- ・ 生物多様性に関する基盤情報の収集・整理

# あいち生物多様性戦略 2030（仮称）の骨子について

## はじめに

### 1 策定の趣旨

COP10 から 10 年を経た本県の状況を総括し、SDGs 未来都市として、ポスト 2020 目標を踏まえて、持続可能な社会の発展に資するための戦略とする。

### 2 位置づけ

・生物多様性基本法第 13 条の「生物多様性地域戦略」  
 ・愛知県 SDGs 未来都市計画の生物多様性分野の行動計画  
 ・計画期間：2050 年を念頭に、2030 年まで 10 年間

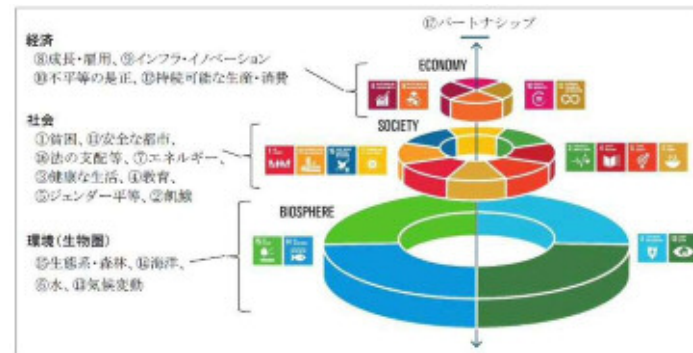
## 第 1 章 現状と課題

### 1 国内外の動向

**[経緯]** ・2010 年、COP10 で愛知目標が採択  
 ・2013 年、あいち生物多様性戦略 2020 の策定  
 ・2015 年、SDGs 採択  
 ・2019 年、「国連生態系回復の 10 年」宣言、IPBES 報告書、愛知県 SDGs 未来都市計画  
 ・2020 年、COP15 でポスト 2020 目標採択（見込）

### [国内外の動向]

・生態系サービスは世界的に劣化  
 ・自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去 50 年の間に加速  
 ・SDGs 社会への潮流（生物多様性を育む生物圏は、経済や社会に関する SDGs ゴール達成のための基盤）  
 ・地域循環共生圏に向け、地域の活力を最大限に発揮  
 ・Society5.0（高度情報化社会）への進展



### 2 あいちの生物多様性

#### [生物多様性の現状]

・奥山、里地里山、里海、平野、河川・ため池、湿地といった多様な生態系・地域特有の生態系を有する。  
 （動植物県内確認約 16,840 種、レッドリストあいち 2020 案掲載 1,404 種）

#### [生態系サービス（農林水産業等）]

・森林の多面的機能の発揮（森林面積は県土の 42%）  
 ・農林水産業と生物多様性（多面的機能を発揮させる漁場 5,242ha）  
 ・エコツーリズム

#### [あいち生物多様性戦略 2020 の取組状況]

・あいち方式を推進（生態系ネットワークの 9 協議会設立・取組進展、ユースの取組、企業 NPO マッチング、指標種モニタリング進展 等）  
 ・連合を設立し、サブナショナル政府の取組をリード

#### [今後の課題]

・生物多様性の 4 つの危機（開発、管理不足、外来種、地球環境（CO2、プラ））  
 ・ランドデザインの明確化  
 ・あいち方式の発展（ユース等、全ての主体参加）  
 ・少子高齢化、人口減少下での生物多様性保全  
 ・市町村の取組推進、地域戦略策定

## 第 3 章 行動計画

### 1 生物多様性施策の体系

・2030 年目標の達成に向けて、SDGs やポスト 2020 目標との対応関係を整理し、行動計画を体系化

1) まもる

- 重要な生物生息地の保全
- 生態系の特性に応じた生物生息空間の保全と再生
- 希少野生生物の保護
- 外来種への対策

3) つかう

- 企業活動におけるつくる責任、つかう責任
- 農林水産業における生物資源の持続可能な利用
- 野生鳥獣と暮らしの調和（獣害防止、ジビエ）
- グリーンインフラ（自然環境の有する防災や都市環境改善機能を活用）

2) つなげる

- 生態系ネットワーク形成の強化
- あいちミティゲーションの強化

4) ひろめる

- 自然環境学習の推進、人材育成
- 生物多様性に関する調査、研究
- 国際連携（連合を通じた国際的取組への貢献）
- 多様な主体の参加促進（トランスフォーマティブ・チェンジに向け、人・情報・活動コンビネーション（マッチング）、各主体の行動への生物多様性の配慮）

### <成果指標（KPI）>

・施策体系を踏まえて、進捗評価のための数値指標等を設定

### 2 行動計画

・県民、事業者、NPO、協議会、市町村の行動を併記

- 県：様々な主体と連絡・調整をとりながら、本戦略を推進
- 県民：生物多様性と暮らしの関わりを一人ひとりが認識しての行動（ユース世代の積極的参加）
- 事業者：事業活動における生物多様性への配慮、社会貢献活動への参加
- NPO：地域の活動リーダーとして、率先的に保全活動、人材育成に貢献
- 生態系ネットワーク協議会：生態系ネットワーク形成の方策検討と多様な主体の協働を推進
- 市町村：地域施策の実施主体。地域の保全活動のコーディネータとして、地域住民、NPO、事業者等と一体となって生物多様性保全に取り組む

## 第 2 章 本戦略の基本的な考え方

### 1 目標

#### 長期目標「人と自然が共生するあいち」

・2050 年を見据えた長期目標

様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、そのコラボレーション（協働）によって生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていけるあいち

#### 計画目標（2030 年目標）

・ポスト 2020 目標との整合を図り、長期目標の実現に向けた「2030 年目標」を設定

（仮）自然共生社会の実現に向け、あらゆる立場の人々が連携して、最大限の行動をとることにより、生物多様性を回復基調に乗せる。



あるべき姿のイメージ  
 : 各生態系の目標像を共有するためのイメージ図を掲載

### 2 自然共生圏の姿

・各地の生態系特性を表すエコリージョンマップと生態系ネットワークのあるべき姿・生態系ごとのあるべき姿のイメージ

### 3 重視すべき視点

・あいちの強みを踏まえ、生物多様性に関する様々な取組を進めていく上で、重視すべき視点

#### <本県の強み>

・ものづくり日本一（製造品出荷額等は全国 1 位、多くの優良企業立地し保全活動に参加）  
 ・農業、水産業の主要県（農業産出額は中部最大、全国 3 番手グループ）  
 ・県の高い環境意識（生物多様性保全に関する行動を実践する県民 68%）

#### 1) 全ての主体の参画・連携

・県民、事業者、NPO、ユース、協議会等の役割  
 ・県と市町村の連携（施策の整合、地域の取組促進）

#### 2) 自然共生圏に向けた保全活動促進

・地域愛の下、各生態系への気づきと活動  
 ・同じ方向性の下、力を結集

#### 3) 環境・経済・社会の統合的向上（SDGs）

・地域資源を持続可能な形で活用（生態系サービスでつながる自然共生圏の形成）  
 ・生物多様性をキーとして、経済・社会の好循環

#### 4 中核的取組方針（あいち方式の発展）

「人と自然が共生するあいち」の実現に向けて、人と人とのつながりを育みながら、全ての主体がコラボレーション（協働）により生態系ネットワークの形成を進める。

#### <3つの柱>

・生態系ネットワーク  
 ・あいちミティゲーション  
 ・人・情報・活動コンビネーション（マッチング）  
 （マッチング：NPO・企業、学生・情報・活動、県民・活動 等）



## 第 4 章 地域への展開

・県内の各地域での取組展開を図る。  
 ・市町村地域戦略策定や生態系ネットワーク協議会の活動検討の指針

### 1 尾張地域

### 2 西三河地域

### 3 東三河地域

・生物多様性の現状、課題、生態系ネットワークのイメージ  
 ・各地の保全等の取組状況、ホットスポット、保全方針等

## 第 5 章 推進の仕組み

・毎年度の進捗状況の把握と進行管理  
 ・行動計画の随時見直し（PDCA）  
 ・中間段階における見直し  
 ・計画年次の 2030 年に向けて、総合的な点検  
 ・あいち生物多様性戦略推進委員会における進捗状況の評価、見直しの検討



環境

地球温暖化対策

- 1 徹底した省エネルギーの促進
- 2 再生可能エネルギー等の導入拡大の促進
- 3 環境と調和した自動車利用
- 4 低炭素水素の利活用拡大
- 5 フロン類対策の推進
- 6 温室効果ガスの吸収源対策の推進
- 7 気候変動への適応



主な関連性：

- ・森林保全による温室効果ガス吸収源の確保
- ・バイオマス由来の発電によるエネルギー創出
- ・太陽光発電や風力発電の設置と自然環境保全の両立
- ・生態系の保全による気候変動への適応

自然との共生

あいち生物多様性戦略2030（仮称）

- 1 野生生物の保護と適正管理（まもる）
- 2 生態系ネットワークの形成（つなぐ）
- 3 生物多様性の保全と開発・事業活動の調和（つかう）
- 4 生物多様性の主流化の取組強化（ひろめる）



主な関連性：

- ・樹木による大気浄化、干潟や浅場による水質浄化
- ・三河湾の環境再生
- ・海域の水質改善と豊かな海につながる栄養塩確保
- ・化学物質による汚染のない生物の生息・生育空間の確保

主な関連性：

- ・リサイクルによる天然資源の使用量削減
- ・プラごみの適正処理による海洋生物の保護
- ・間伐による森林資源の活用

資源循環

- 1 地域循環圏づくりの推進
- 2 あらゆる場面での3Rの促進（食品ロス、プラごみ含む）
- 3 廃棄物の適正処理と監視体制の徹底
- 4 廃棄物処理施設の整備の促進



主な関連性：

- ・ユース、企業等参加による取組の強化、拡充
- ・NPO等の人材活用
- ・調査・研究の促進

安全・安心の確保

- 1 良好な大気環境の保全
- 2 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生
- 3 良好な土壌環境・地盤環境の保全
- 4 騒音、振動、悪臭の防止
- 5 化学物質等による環境汚染の防止
- 6 環境面からの防災・減災力の強化
- 7 環境保全の基盤となる施策の推進



行動する人づくり

- 1 環境学習の推進
- 2 自主的な環境配慮行動等の促進
- 3 SDGsの普及促進



経済

経済との主な関わり：

- ・環境ビジネスの市場規模拡大、ESG投資の拡大
- ・食料や水、木材など自然からの恵みの利用（農林水産業、バイオマス活用、グリーンツーリズム、オーガニックビジネス等）
- ・有害鳥獣による農林産物への被害の軽減、捕獲した有害鳥獣をジビエとして活用
- ・赤潮の減少などによる水産資源の保護など

社会

社会との主な関わり：

- ・森林による土砂災害の防止、水源涵養による洪水や濁水の緩和
- ・豊かな自然による地域愛の醸成、学校教育への活用
- ・自然景観、レクリエーションの場の提供
- ・生物多様性に富んだ住みやすい街づくりなど